

# 公民館等における感染症感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月21日策定

令和2年5月29日改訂

令和3年6月14日改訂

令和5年3月13日改訂

令和5年3月13日適用

鳴沢村教育委員会

## 1. 目的

本ガイドラインは、公民館等における感染症の感染拡大を防止するためのものである。

なお、山梨県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、施設の使用停止及び催物の開催停止の協力要請の個別解除に必要である、「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」に照らし作成する。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、職員や出入りする業者（以下、「職員等」という。）及び来館者への感染症の感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する場所、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声のある場所という3つの条件（いわゆる三つの密）のある場では、感染拡大のリスクが高いとされており、これを避けるなど、自己への感染を回避するとともに、他者へ感染させないように徹底する。

なお、感染症の収束状況に応じて制限等を緩和できるものとする。

## 3. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

①国専門家会議からの提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）することが前提である。

②感染防止のための来館者の制限を令和5年3月31日まで以下のとおり実施する。

→来館者数の制限

→館内各室の利用者数の制限

→大人数での来館の制限

③来館者の安全確保のために実施すること

・来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の利用を制限する

→37.5度以上の発熱があった場合（または平熱+1度以上）

→息苦しさ・強いだるさ・咳・咽頭痛などの症状がある場合

・令和5年3月31日まで来館者時に、氏名及び緊急連絡先を聴取する。

・咳エチケット、手洗い・手指の消毒の徹底を促す。なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該箇所に最適なものをを用いる。

・備品について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。

- ・保護者の送迎や物品納入などは、できる限り施設外又は玄関口で対応する。

#### ④職員等の安全確保のために実施すること

- ・職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、特に個人の平熱+1度以上の熱が認められた場合や、息苦しさ・強いだるさ・咳・咽頭痛などの症状が認められた場合は、必要に応じて医療機関の受診、または抗原定性検査の実施を促すとともに、診断結果を職員内で記録する。
- ・咳エチケット、手洗い、手指の消毒を徹底して実施する。
- ・発熱者等が無理して勤務しなくてもよいように施設として休みやすい体制、休みの人が出た場合のバックアップ体制などの整備をする。
- ・職場外において、感染リスクの高い行動の自粛や感染拡大地域への移動などを控える、基本的な感染対策の徹底など、自らが感染しないための自己管理を励行する。

#### ⑤イベント・講座等の開催にあたって特に留意すべきこと

- ・令和5年3月31日まで公民館内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じる。
- ・感染が疑われるものが発生した場合、以下のとおり対応する。
  - 速やかに別室へ隔離を行う。
  - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
  - 感染者が発生した部屋の換気を行う。
  - 令和5年3月31日まで感染者と接触した職員等および来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。
  - 症状が重篤な場合は、医療機関へ救急搬送するなどの対応をとる。

#### ⑥ 施設管理

##### ア) 館内

- ・清掃、消毒、換気を定期的に行う。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特にテーブルやイス、ドアノブ、電気のスイッチ等高頻度で接触する部位に留意する。
- ・清掃やごみの廃棄作業を終えた後は必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

##### イ) 調理室

- ・換気を定期的に行う。
- ・調理器具、食器、テーブル、イス等の消毒を徹底する。
- ・調理室を使用するものは、体調管理、マスクの着用及び手指消毒を徹底する。

##### ウ) トイレ

- ・不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・手洗後は共用のタオルは使用せず個人のハンカチ等を利用するよう周知する
- ・待機列は最低1m（できるだけ2mを目安に）の空間を空ける。
- ・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気をしながら清掃を行う。

#### ⑦ 広報・周知

- ・職員等及び来館者に対して、以下について周知する。

- 社会的距離の確保の徹底
- 咳エチケット、手洗い、手指の消毒の徹底
- 健康管理の徹底
- 差別防止の徹底
- 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

#### 4. 公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

講演会等が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者であることに留意し、施設管理者の協力のもと実施することとする。

##### ア) 公演前

- ・令和5年3月31日まで各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者（以下「公演来場者」という。）の氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する。
- ・令和5年3月31日まで公演等のスタッフの氏名及び緊急連絡先を把握し名簿を作成する。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場での対応方針を、全員に周知徹底する。

##### イ) 公演等当日

- ・公演関係者の感染防止策として以下の措置を講じる。
  - 体温管理・衛生管理等を実施する。
  - 定期的な手指消毒を奨励する。
  - 座席は原則として指定席とする。
  - 公演中の来場者同士の接触は避けるよう周知する。
  - 公演者と来場者が接触するような演出は行わないこととする。
  - 公演等の運営は必要最小限の人数とする。
- ・会場入り口に待機列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないよう工夫を行う。
- ・公演等の前後及び休憩中に会場内の換気を行う。また、公演中についても、支障がない範囲で換気を行う。

#### 〈参考〉

県のガイドライン作成基準に沿った各室の利用人数上限  
令和5年3月31日まで利用人数を上限までとする。

#### ○勤労青年センター

階層	室名	面積 (㎡)	利用人数上限
1階	倉庫		
2階	講習室	60	20
	集会室	60	20

3階	娯楽談話室	101.25	33
	音楽室	36	12
	会議室	33	11
	料理教室	33	11
	和室	33	11

○中央公民館

階層	室名	面積 (㎡)	利用人数上限
1階	相談室	47.7	15
	会議室・娯楽室	182.9	60
	訓練室	30.1	10
	面接室	31.2	10
	料理教室	65.2	21
2階	遊学館	248	82
	図書室	46.1	15
	講堂	138.4	46
	視聴覚室	90.4	30
	茶華道室	101.5	33

○大田和公民館

階層	室名	面積 (㎡)	利用人数上限
1階	研修室 1	13.2	4
	研修室 2	13.2	4
	調理実習室	15	5
	児童室兼図書室	40.5	13
	講堂	178	59
2階	研修室 3	26.4	8
	会議室 1	30	10
	会議室 2	16.5	5